

★ 広島県税規則等の一部を改正する規則（規則第二十八号）（税務課）

一 改正の理由

事務の効率化を図るとともに、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、必要な改正を行った。

二 改正の内容

- 1 地方税法等の一部が改正されたこと等に伴う所要の規定の整理
 - (一) 県税犯則事件調査吏員の指定及び徴税吏員の証票に係る規定及び様式の整理
 - (二) 不動産取得税の申告書等の様式に係る規定及び申告書等の様式の引用条項の整理
 - (三) 狩猟税申告書の様式の文言の整理
 - (四) その他必要な規定及び様式の整理
- 2 事務の効率化を図るため、徴税吏員証等記録簿の作成方法及び様式を変更

三 施行期日

- 1 二1(四)の改正 平成二十九年六月三十日
- 2 二1(一)及び(二)並びに二2の改正 平成三十年四月一日
- 3 二1(三)の改正 平成三十一年一月一日

★ 社会福祉施設等措置費用徴収規則の一部を改正する規則（規則第二十九号）（こども家庭課）

一 改正の要旨

所得税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年七月一日

★ 広島県立広島がん高精度放射線治療センター使用規則の一部を改正する規則（規則第三十号）（がん対策課）

一 改正の要旨

広島県立広島がん高精度放射線治療センターの施設及び設備の利用について利用料金制を導入することに伴い、必要な改正を行った。

二 施行期日

平成二十九年七月一日